

固定資産税の非課税に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号。以下「条例」という。）第43条、第44条、第45条、第46条、第46条の2及び第47条に規定する固定資産税の非課税措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(非課税申告の対象となる固定資産)

第2条 この要領の適用となる非課税申告の対象となる固定資産は、条例第43条、第44条、第45条、第46条、第46条の2及び第47条に規定する固定資産とする。

(非課税申告手続等)

第3条 郡山市税条例施行規則（平成3年郡山市規則第28号。以下「施行規則」という。）第65条第1項に規定する申告書は、様式1によるものとする。

- 2 施行規則第65条第2項に規定する通知書は、様式2又は様式3によるものとする。
- 3 施行規則第65条第3項に規定する申告書は、様式4によるものとする。

(非課税適用申告書の添付書類)

第4条 前条第1項に規定する申告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該法人等の設立を証する書類又は当該法人の登記事項証明書
- (2) 当該固定資産が地方税法第348条第2項各号に規定する非課税該当資産であることを証する官公庁又は所轄庁の許可（認可）書（写）
- (3) 当該法人等の寄付行為又は定款
- (4) 当該土地、家屋又は償却資産の利用状況が確認できる書類（図面、写真等）
- (5) 当該土地、家屋又は償却資産が当該法人等の所有に属さないものである場合は、当該土地、家屋又は償却資産を当該法人等に無償で使用させていることを証する書類（写）

(非課税措置に係る固定資産の実態調査)

第5条 第3条に規定する非課税の申告があった場合は、当該固定資産の実態を調査し、非課税要件の事実確認を行うものとする。

- 2 前項の調査に係る調査書は、様式5によるものとする。
- 3 第1項の規定により非課税適用を認めた当該固定資産については、必要に応じて非課税要件の事実確認を行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

郡山市長

納税義務者 住所又は所在地 _____
 氏名又は名称 _____
 個人番号又は法人番号 _____
 電話 _____ FAX _____

固定資産税非課税適用申告書

下記の固定資産は地方税法第348条第2項第 号 に規定する非課税に該当しますので、郡山市税条例第 条 の規定により申告します。

記

1 非課税に該当する固定資産

(1) 土地

所在	地番	登記地目	登記地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)
		課税地目	課税地積 (㎡)	

(2) 家屋

所在	地番	種類	延床面積 (㎡)	非課税面積 (㎡)
	家屋番号	構造		

(3) 償却資産

所在	種類	名称	取得年月	数量	取得価額 (円)

2 非課税の用に供し始めた年月日

年 月 日

3 非課税の用途 (該当する番号すべてを○で囲む。)

条例第43条関係	1 境内建物 2 境内地
条例第44条関係	1 学校 2 寄宿舍 3 幼稚園 4 図書館 5 博物館 6 医療関係者の養成所 7 学術研究
条例第45条関係	1 保護施設 2 小規模保育事業 3 児童福祉施設 4 認定こども園 5 老人福祉施設 6 障害者支援施設 7 社会福祉事業 8 更生保護事業 9 包括的支援事業 10 事業所内保育事業 施設名 : 事業内容:
条例第46条関係	1 病院 2 診療所 3 家畜診療所 4 保健施設
条例第46条の2関係	1 救急医療等確保事業

4 添付書類

- (1) 当該法人等の設立を証する書類又は当該法人の登記事項証明書
- (2) 当該固定資産が地方税法第348条第2項各号に規定する非課税該当資産であることを証する官公庁又は所轄庁の許可(認可)書(写)
- (3) 当該法人等の寄付行為又は定款
- (4) 当該固定資産の利用状況が確認できる書類(図面、写真等)
- (5) 当該固定資産が当該法人等の所有に属さないものである場合は、当該固定資産を当該法人等に無償で使用させていることを証する書類(写)

様式2 (第3条関係)

郡山市指令資第〇号

(納税義務者住所 (所在地))
 (納税義務者法人名)
 (納税義務者氏名 (代表者氏名))

固定資産税非課税適用通知書

〇年〇月〇日付けで申告のありましたこのことについて、下記のとおり非課税に該当しますので通知します。

〇年〇月〇日

郡山市長 ○○ ○○ 印

記

1 非課税に該当する固定資産

(1) 土地

所在	地番	登記地目	登記地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)	備考
		課税地目	課税地積 (㎡)		

(2) 家屋

所在	地番	種類	延床面積 (㎡)	非課税面積 (㎡)	備考
	家屋番号	構造			

(3) 償却資産

所在	種類	名称	数量	取得価額 (円)	備考

2 非課税に該当する理由

地方税法第○条第○項第○号に該当するため。

3 非課税適用開始年度

○年度の固定資産税から適用する。

備考

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た場合に限り、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式3 (第3条関係)

郡山市指令資第〇号

(納税義務者住所 (所在地))
(納税義務者法人名)
(納税義務者氏名 (代表者氏名))

固定資産税非課税非適用通知書

〇年〇月〇日付けで申告のありましたこのことについて、下記のとおり非課税に該当しませんので通知します。

〇年〇月〇日

郡山市長 ○○ ○○ 印

記

1 非課税に該当しない固定資産

(1) 土地

所在	地番	登記地目	登記地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)	備考
		課税地目	課税地積 (㎡)		

(2) 家屋

所在	地番	種類	延床面積 (㎡)	非課税面積 (㎡)	備考
	家屋番号	構造			

(3) 償却資産

所在	種類	名称	数量	取得価額 (円)	備考

2 非課税に該当しない理由

地方税法第○条第○項第○号に該当しないため。

備考

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た場合に限り、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

郡山市長

納税義務者 住所又は所在地 _____
 氏名又は名称 _____
 個人番号又は法人番号 _____
 電話 _____ FAX _____

固定資産税非課税適用除外申告書

下記の固定資産は地方税法第348条第2項第 号 に規定する非課税資産に該当しなくなったので、郡山市税条例第47条の規定により申告します。

記

1 非課税に該当しなくなった固定資産

(1) 土地

所在	地番	登記地目	登記地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)
		課税地目	課税地積 (㎡)	

(2) 家屋

所在	地番	種類	延床面積 (㎡)	非課税面積 (㎡)
	家屋番号	構造		

(3) 償却資産

所在	種類	名称	取得年月	数量	取得価額 (円)

2 非課税の用に供さなくなった年月日

年 月 日